

とやま省エネ家電購入応援キャンペーン第2弾 参加店舗募集要領

県では、電気料金の高騰に伴う家計負担の軽減及び家庭における省エネの推進を目的として、「とやま省エネ家電購入応援キャンペーン第2弾」を実施します。

この要領では、本事業に参加する家電製品・機器の販売を行う県内店舗の募集に当たり、必要な事項を定めます。

1 事業概要

事業主体	富山県（担当：生活環境文化部環境政策課地球環境係）
事業目的	電気料金の高騰に伴う家計負担の軽減及び家庭における省エネの推進を図る。
キャンペーン名称	とやま省エネ家電購入応援キャンペーン第2弾
キャンペーンの内容	実施期間中、参加店舗において対象製品を購入した者に対し、購入品目等に応じたポイント等を交付する。
対象者	富山県内に居住する個人 ※ 法人・個人事業主は対象外です。
事業期間	【購入対象期間】 令和6年2月1日（木）から別途県が示す期日まで 【ポイント等交付申請受付期間】 令和6年2月1日（木）から別途県が示す期日まで ※ 購入対象期間中に参加店舗から対象製品を購入・設置した場合に、ポイント等交付の対象となる。 ※ 予算が上限に達した時点で終了となる。
ポイント等交付の対象となる製品	別表1のとおり
ポイント等交付額	4億5,000万円
ポイント等の額	・ 対象製品の品目・省エネ性能等により県が決定する額を交付額とする。 ・ 対象製品購入者は、「地域協力店」区分の店舗から対象製品を購入している場合、ポイント等の額が上記の2倍となる「ポイント2倍コース」に申請することができる。 (ポイント等の額は別表2のとおり)
交付するポイント等の種類	(1) キャッシュレス決済サービスのポイント 〔 PayPay、Ponta、WAON POINT、nanacoギフト、 楽天Edy 〕 (2) 富山県産ギフトカード、JTBナイスギフトカード

2 参加店舗となる要件について

- ・ 参加店舗となるための登録申請を行うに当たっては、次のA-1からA-5の要件を満たす必要があります。
- ・ A-1からA-5の基本要件に加え、B-1及びB-2の要件を満たす店舗については、登録申請において「地域協力店」の区分による登録を選択することができます。

【基本要件】

- (A-1) 富山県内に所在する実店舗（営業所等を含む）であること。（県内に実店舗を有しないEC店舗等は対象外とする。）
- (A-2) 顧客の生活環境等に応じた家電製品・機器の選び方等についてアドバイスを行うとともに、対象製品に統一省エネラベルを表示する等、省エネ性能等について適切に案内をすること。
- (A-3) キャンペーンの実施に必要な手続（広報宣伝、購入者への説明、申請の補助、助言等）を行うこと。
- (A-4) キャンペーンに関して不正が疑われる状況等を覚知した場合には、速やかに県（キャンペーン事務局）に報告すること。
- (A-5) キャンペーンの実施に関連する法令、条例等（家電リサイクル法等）を遵守すること

【地域協力店要件】

- (B-1) 実店舗である本店が富山県内に所在すること。
- (B-2) 購入者から求めがあった場合は、申請手続の補助を可能な限り行うこと。

3 キャンペーンの実施に当たり、参加店舗が実施する事項等

参加店舗の要件に定めるほか、キャンペーンの実施に当たり、参加店舗では以下の事項を行っていただく必要があります。

【ポイント等の交付に関する手続き】

- (1) 購入対象期間中、自店において対象製品を購入した者に対して、以下の事項を実施してください。
 - ・ 身分証の提示等により、購入者が富山県民であることを確認する。
 - ・ 購入者にキャンペーンチケットを配付する。
 - ・ 当該購入に係るレシート等に押印する等の方法により、キャンペーンチケットを配付したことが確認できるようにする。
- (2) ポイント等の交付申請は購入者本人が行うものとするが、購入者が申請に関してサポートを求めた場合は、店舗において適切に対応してください。
- (3) キャンペーンチケットを配付した購入に係る製品の返品があった場合は、直ちにキャンペーン事務局に連絡を行い、配布したキャンペーンチケットを回収し、返品対応書、対象となる購入製品のレシート等・保証書等のコピーとともに事務局に提出してください。

【その他、参加店舗として必要な事項】

- (1) キャンペーン用のチラシ、ポスター、ステッカー等を来店者から見やすい場所に掲示する等、事業の周知に協力してください。
- (2) 本事業の実施に係る苦情・紛争等が生じた場合は、自らその解決に努めるようにしてください。

4 キャンペーン参加店舗の登録申請方法について

(1) 参加店舗登録申請の方法

店舗登録申請期間中に、インターネットの専用サイト上で申請してください。

<キャンペーン専用サイトURL><https://toyama-shoenekaden.jp/>

(2) 登録・承認

登録申請のあった事業者について、県（キャンペーン事務局）の確認により適当と認められる場合は参加店舗として登録します。

(3) 申請に当たっての注意事項

- ・ この募集要領をよくお読みいただき、事業内容をよくご理解の上、登録申請を行ってください。（やむを得ないと認められる場合を除き、店舗登録後の辞退はできません。）
- ・ 店舗登録申請は、インターネットによる手続きを原則とします。
- ・ 県内に複数店舗をもつ事業者についても、店舗ごとに登録申請を行ってください。（複数店舗分をまとめて申請することはできません。）

5 その他

- ・ 参加店舗登録後、キャンペーンの趣旨及び内容並びに参加店舗において行うべきこと等を説明するマニュアルを熟読の上、内容について十分に理解した上でキャンペーンに参加してください。また、不明点などがある場合は、下記コールセンターに問い合わせる等により、確実に疑問を解消するようにしてください。
- ・ 上記の専用サイトには、対象製品購入者向けのFAQ（よくある質問）を掲載しておりますので、適宜確認し、事業実施の参考としてください。

6 問合せ先（参加店舗向け）

本事業の実施や、参加店舗の募集に関する問い合わせは、下記コールセンターにおいて対応します。

【コールセンター電話番号】	076-444-5788
【コールセンター対応時間】	午前10時から午後5時まで（平日のみ）
【メールアドレス】	toyama-shoene@bsec.jp

(別表1) ポイント等交付の対象となる製品

品目	対象製品要件
エアコン	統一省エネラベル星3以上 ※令和4年10月1日以前の旧基準対象製品は統一省エネラベル星4以上
冷蔵庫	【容量51リットル以上350リットル以下】 統一省エネラベル星2以上かつ省エネ基準達成率100%以上 【容量351リットル以上450リットル以下】 統一省エネラベル星3以上かつ省エネ基準達成率100%以上 【容量451リットル以上】 統一省エネラベル星4以上かつ省エネ基準達成率100%以上 ※容量51リットル未満の冷蔵庫はポイント等交付の対象外
LED照明器具	統一省エネラベル星4以上
高効率給湯器	電気温水機器 ガス温水機器 統一省エネラベル星3以上
	ハイブリット給湯機 熱源設備として電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで、貯湯タンクを持つ機器であること。また、一般社団法人日本ガス石油機器工業会の規格（JGKAS A705）で、年間給湯効率が108.0%以上のものであること。
	家庭用燃料電池 一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）の家庭用燃料電池システム（エネファーム）機器登録要領第4条に掲げる要件を満たし、登録を受けたものであること。

(別表2) ポイント等の額

区分	能力・サイズ		交付額 (円)	
			通常店	地域協力店
エアコン	～ 2.2 kW		10,000	20,000
	2.5 kW	～ 2.8 kW	15,000	30,000
	3.6 kW	～	20,000	40,000
冷蔵庫	51 L	～ 350 L	5,000	10,000
	351 L	～ 450 L	15,000	30,000
	451 L	～	20,000	40,000
LED 照明器具	シーリング・ ペンダントタイプ		1,000	2,000
高効率給湯器	電気温水機器 ガス温水機器	統一省エネラベル 星4以上	40,000	80,000
		統一省エネラベル 星3以上かつ星4未満	30,000	60,000
	ハイブリット給湯機		40,000	80,000
	家庭用燃料電池		40,000	80,000